

## 被災者学費減免特別措置について

本学では、下記被害に係る災害救助法適用地域またはその周辺地域で、ご父母またはご父母に代わって家計を支えている方が被災された新入生（編入生含む）を対象として、学費減免特別措置を実施いたします。

### 【対象となる災害／減免措置該当期間】

- ・令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波／2026年度春学期
- ・令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨／2026年度春学期
- ・令和7年9月2日からの大雨／2026年度春学期
- ・令和7年台風15号等に伴う災害／2026年度春学期
- ・令和7年9月12日からの大雨／2026年度春学期
- ・令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災／2026年度春学期
- ・令和7年青森県東方沖を震源とする地震／2026年度春学期

### 【特別措置の内容】

下表の基準により、該当学期の学納金等を減免いたします。

入学手続時には通常額の学納金をお納めいただき、ご入学後減免適用が決定した場合に相当額を返戻いたします。

#### ■減免基準①

減免区分（※1）	対象とする被災状況	減免額（※4）
人的被害に係る減免 (※2)	① 死亡または安否不明	学納金等の全額（入学金を含む）
	② 1ヶ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	授業料と施設費についてそれぞれ半額
家計急変に係る減免 (※2)	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	授業料の全額
家屋被害に係る減免 (※3)	④ 全壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑤ 大規模半壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑥ 中規模半壊・半壊	授業料の全額
	⑦ 準半壊（※4）	授業料と施設費についてそれぞれ半額

※1 複数の減免区分に該当する場合は、減免額が最も大きくなる区分を適用します。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方を対象とします。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方の居宅を対象とします。持家・借家の別は問いませんが、居宅として使用しない店舗や事務所、倉庫等は対象外です。居宅兼用の店舗や事務所等については実情に応じて判断します。

※4 被害区分が「一部損壊」の場合は、支援対象外となります。

申請方法等の詳細につきましては、ご入学後に各校舎の学生課にお問い合わせください。

減免適用の当否は、ご申請受付後に被災状況の確認および審査を経て決定いたします。

#### 《お問い合わせ先》

横浜学生課 045-863-2029（平日 9:30～11:45、12:30～16:30 土曜 9:30～12:00）

白金学生課 03-5421-5157（平日 9:30～11:45、12:30～16:00 土曜 9:30～11:45）